

鬼無里大岡観光施設事業 経営戦略

長野市商工観光部

令和3年2月

目次

1	経営戦略策定の背景	1
1	1. 経営戦略策定の背景	1
2	2. 経営戦略の位置付け	1
2	3. 計画期間	2
2	2 観光施設事業の現状	3
3	1. 事業及び施設の概要	3
3	3 経営の状況	13
3	1. 収入の状況	13
3	2. 収入の推移	13
4	3. 支出の推移	14
5	4. 工事請負費の推移	15
6	5. 経営指標の状況	16
7	6. 資産の状況の推移	17
8	4 鬼無里大岡観光施設の経営戦略	18
8	1. 経営の基本方針	18
9	2. 経営目標	19
20	3. 投資・財政計画（収支計画）	20
22	5 投資財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	22
22	1. 投資財政計画に未反映の検討中の取組	22
22	2. 今後検討予定の取組の概要	22
22	6 経営戦略の事後検証・更新	22
23	投資・財政計画（総務省ひな形様式第2号）	23

1 経営戦略策定の背景

1. 経営戦略策定の趣旨

鬼無里大岡観光施設事業は、鬼無里地域と大岡地域において観光施設の管理運営を行っています。鬼無里地域においては、鬼無里地域資源活用総合交流促進施設（鬼無里の湯）や鬼無里ふるさと体験施設（鬼無里ふるさと体験館、鬼無里農産物加工施設、鬼無里工芸館蕎麦工房、鬼無里農林産物直売施設）の運営などを行い、大岡地域においては大岡観光施設（聖山パノラマホテル、聖山パノラマレットゴルフ場、聖山パノラマオートキャンプ場）の運営などを行っています。

平成 18 年度以降順次指定管理者制度を導入し、現在、鬼無里地域資源活用総合交流促進施設、鬼無里ふるさと体験施設、大岡観光施設の 3 施設群が指定管理者により管理運営されています。

また、直営運営により奥裾花観光施設、品沢高原及び聖山高原保健休養地、また管理委託形式によりひじり親水公園の管理を行っています。

鬼無里大岡観光施設事業は、利用者数の低迷や施設・設備の老朽化等により経営環境は厳しさを増しています。引き続き地方公営企業として事業展開していくためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行ったうえで、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を図っていくことが重要です。

事業の持続可能な運営のため、鬼無里大岡観光施設事業の将来的なあり方を展望し、「投資」と「財政」の両面から今後の経営の方向性を明らかにする「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとします。

2. 経営戦略の位置付け

鬼無里大岡観光施設事業で管理する施設設備については、過去に整備した施設設備の老朽化が進行していることから、将来的に施設設備の更新や改修費用が少なからず生じると予想されます。

このような公営企業における老朽化の進行は全国的な課題となっており、総務省から「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」（平成 26 年 3 月）、「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成 26 年 8 月）や「公営企業の経営戦略の策定支援と活用などに関する研究会報告書」（平成 27 年 3 月）が公表され、公営企業の持続可能な経営のため「経営戦略」の策定が求められています。

また、平成 28 年 1 月の「経営戦略の策定について（通知）」により、観光施設事業を含むすべての公営企業について、2020（令和 2）年度までに経営戦略を策定することが義務付けられました。

鬼無里大岡観光施設事業においても、持続可能な施設運営のため、また経営基盤の強化を図るため経営戦略を策定することとしました。

3. 計画期間

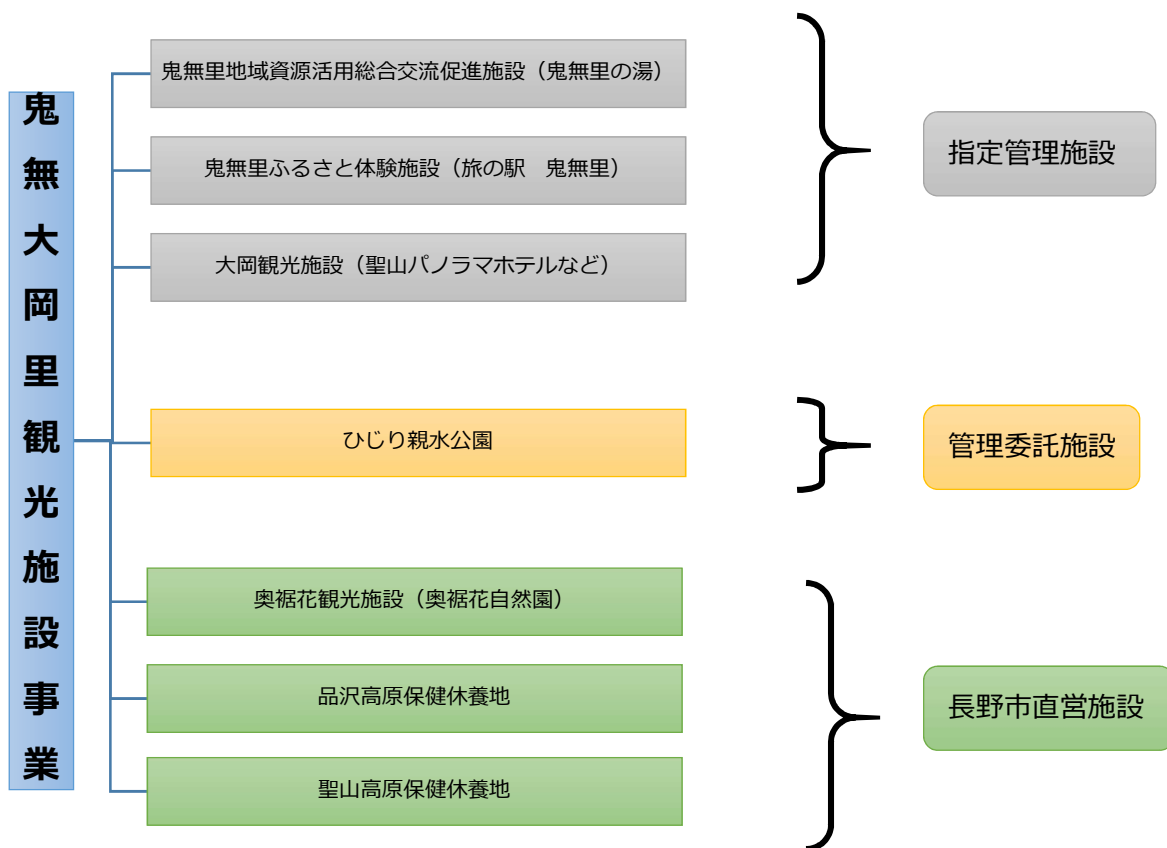
経営戦略の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。ただし、5 年後に計画の見直しを行い、事業を取り巻く社会情勢の変化等により必要に応じて随時見直しを実施します。

2 観光施設事業の現状

1. 事業及び施設の概要

鬼無里大岡観光施設事業は、鬼無里地域にある鬼無里地域資源活用総合交流促進施設（鬼無里の湯）、鬼無里ふるさと体験施設（鬼無里ふるさと体験館、鬼無里農産物加工施設、鬼無里工芸館蕎麦工房、鬼無里農林産物直売施設）、奥裾花観光施設、品沢高原保健休養地と、大岡地域にある大岡観光施設（聖山パノラマホテル、聖山パノラママレットゴルフ場、聖山パノラマオートキャンプ場）、聖山高原保健休養地、ひじり親水公園の管理運営を行っています。

各施設は旧鬼無里村・旧大岡村が法非適用の公営企業により管理運営していましたが、平成 17 年の市町村合併により長野市が施設を引き継ぎ、現在に至っています。また、施設の管理運営は下記のとおり指定管理者制度、管理委託及び直営の 3 つの方法により実施しています。



(1) 奥裾花観光施設

①奥裾花自然園（鬼無里山岳公園）

施設のあらまし

事 項	説 明			
所 在 地	長野市鬼無里日影 1 1 1 3 0 番地 1（奥裾花観光センターの所在）			
経 営 形 態	長野市 直営			
開 設 時 期	昭和 41 年 5 月 旧上水内郡鬼無里村が設置、鬼無里村直営 平成 17 年 1 月 1 日 合併により長野市の設置となる。			
施 設 概 要 等	自然園 120ha 水芭蕉約 81 万株 ブナ原生林 今池、吉池等			
使 用 料	区 分	種 別	料 金 (円)	
			4/29～ 5/31	6/1～ 10/31
	入園料 (大人)	中学生以上	410	200
	団 体	20 名以上	300	150

利用状況等

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利 用 者 数(人)	13,919	6,612	8,135	9,346	6,322
使用料収入(円)	4,655,690	2,083,200	2,774,230	3,126,320	2,218,990

※平成 27 年度は、大雪の影響、林道大川線復旧工事のため通行止めとなり、一部期間休園。

平成 28～30 年度は、林道大川線復旧工事のため通行止めとなり、一部期間休園。

令和元年度は、林道大川線橋梁改修工事のため通行止めとなり、一部期間休園。

②奥裾花観光センター

施設のあらまし

事 項	説 明			
所 在 地	長野市鬼無里日影 1 1 1 3 0 番地 1			
経 営 形 態	長野市 直営			
開 設 時 期	昭和 41 年 5 月 旧上水内郡鬼無里村が設置、鬼無里村直営 平成 17 年 1 月 1 日 合併により長野市の設置となる。			
施 設 概 要 等	木造平屋建（昭和 41 年建設） 延床面積 70 m ² 木造 2 階建（平成 3 年新設） 延床面積 228 m ² 奥裾花自然園の管理、キャンプ場の管理等 駐車場 500 台、トイレ 3 棟			

使 用 料	区 分	種 別	料 金 (円)
	センター休憩	1時間	200
	休憩所休憩	1時間	200

利用状況等

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用 者 数(人)	0	0	0	0	0
使用料収入(円)	0	0	0	0	0

③奥裾花キャンプ場

施設のあらまし

事 項	説 明		
所 在 地	長野市鬼無里日影 1 1 1 3 0 番地 1		
経 営 形 態	長野市 直営		
開 設 時 期	昭和 41 年 7 月 旧上水内郡鬼無里村が設置、鬼無里村直営 平成 17 年 1 月 1 日 合併により長野市の設置となる。		
施 設 概 要 等	営業期間 7 月～9 月まで オートキャンプ 30 台分、貸テント 50 張、休憩所、炊事場 1 棟、 野外炉 1 棟、トイレ 2 棟		
使 用 料	区 分	種 別	料 金 (円)
	常 設 テ ン ト	10 人用 1 泊	2,050
		5～6 人用 1 泊	1,540
	持 込 み テ ン ト	1 張	1,020
	カ ン ピ ン グ カ ー	1 泊 1 台	2,570
オ ー ト キ ャ ン プ	1 泊 1 台	2,570	

利用状況等

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用 者 数(人)	0	0	0	0	0
使用料収入(円)	0	0	0	0	0

※平成 27 年度は、大雪の影響、林道大川線復旧工事のため通行止めとなり、一部期間休園。

平成 28～30 年度は、林道大川線復旧工事のため通行止めとなり、一部期間休園。

令和元年度は、林道大川線橋梁改修工事のため通行止めとなり、一部期間休園。

(2) 鬼無里地域資源活用総合交流促進施設

① 鬼無里の湯

施設のあらまし

事 項	説 明																				
所 在 地	長野市鬼無里日影 8 8 5 5 番地																				
経 営 形 態	指定管理者 (株) オーエンス																				
開 設 時 期	平成 15 年 8 月 旧上水内郡鬼無里村が設置、鬼無里村直営 平成 17 年 1 月 1 日 合併により、長野市の設置となる。 平成 19 年 4 月 1 日 指定管理者制度を導入し、アクティオ(株)が管理運営 平成 25 年 4 月 1 日 指定管理者 東レエンタープライズ(株)が管理運営 平成 30 年 4 月 1 日 指定管理者 (株)オーエンスが管理運営																				
施 設 概 要 等	平屋 (交流・宿泊施設) 1 棟 延床面積 1,438.15 m ² 宿泊施設、研修等会議施設、そば打ち等体験交流、各種イベント 温泉施設等 建設費 466,711 千円																				
源 泉	泉 名：奥裾花温泉 (柳沢鉱泉) 湧出地：長野県長野市鬼無里日影 11139-14 泉 温：11.2℃ 湧出量：34.3L/分 泉 質：単純硫黄冷鉱泉																				
利 用 料 金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">宿泊 (食事別途)</td> <td>中 学 生 以 上</td> <td>4,320 円～6,480 円</td> </tr> <tr> <td>小 学 生</td> <td>3,240 円～5,400 円</td> </tr> <tr> <td>1 泊 (3 歳以上)</td> <td>1,620 + 食料 (実費)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入 湯 料</td> <td>中 学 生 以 上</td> <td>510 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳 以 上</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">交 流 室 等 使 用 料</td> <td>1 日</td> <td>3,240 円～9,720 円</td> </tr> <tr> <td>半 日</td> <td>1,620 円～4,860 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	料 金	宿泊 (食事別途)	中 学 生 以 上	4,320 円～6,480 円	小 学 生	3,240 円～5,400 円	1 泊 (3 歳以上)	1,620 + 食料 (実費)	入 湯 料	中 学 生 以 上	510 円	3 歳 以 上	300 円	交 流 室 等 使 用 料	1 日	3,240 円～9,720 円	半 日	1,620 円～4,860 円
区 分	種 別	料 金																			
宿泊 (食事別途)	中 学 生 以 上	4,320 円～6,480 円																			
	小 学 生	3,240 円～5,400 円																			
	1 泊 (3 歳以上)	1,620 + 食料 (実費)																			
入 湯 料	中 学 生 以 上	510 円																			
	3 歳 以 上	300 円																			
交 流 室 等 使 用 料	1 日	3,240 円～9,720 円																			
	半 日	1,620 円～4,860 円																			

利用状況等

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人)	22,011	8,733	13,062	19,127	17,311
利用料収入(円)	55,759,366	26,119,613	33,398,965	42,319,490	37,927,391

※平成 28 年度浴室棟焼失のため宿泊者減少、平成 29 年 11 月浴室棟完成し入浴サービス再開

②鬼無里の湯コテージ

施設のあらまし

事 項	説 明
所 在 地	長野市鬼無里日影 8 8 8 8 番地
経 営 形 態	指定管理者 (株) オーエンス
開 設 時 期	平成 8 年 4 月 旧上水内郡鬼無里村が設置、鬼無里村直営 平成 17 年 1 月 1 日 合併により長野市の設置となる。 平成 19 年 4 月 1 日 指定管理者制度を導入し、アクティオ(株)が管理運営 平成 25 年 4 月 1 日 指定管理者 東レエンタープライズ(株)が管理運営 平成 30 年 4 月 1 日 指定管理者 (株)オーエンスが管理運営
施 設 概 要 等	コテージ 木造平屋× 5 棟 (55.06 m ²) 建設費 76,220 千円
利 用 料 金	1 棟 19,440 円～

利用状況等

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利 用 者 数(人)	1,561	966	975	1,080	1,052
利 用 料 収 入(円)	6,461,280	4,165,020	4,082,760	5,532,580	4,647,570

※平成 28 年度は、施設火災による浴室棟焼失のため利用者減少。平成 29 年度、浴室棟再建。

(3) 鬼無里ふるさと体験施設

①鬼無里ふるさと体験館

施設のあらまし

事 項	説 明
所 在 地	長野市鬼無里 1690 番地
経 営 形 態	指定管理者 有限会社ふるさと鬼無里
開 設 時 期	昭和 63 年 3 月 県単過疎地域活性化モデル事業及び村債（過疎債）で旧鬼無里村が設置 平成 17 年 1 月 1 日 合併により、長野市の施設となる。 平成 18 年 4 月 1 日 指定管理者制度の導入
施 設 概 要 等	木造平屋建 278.24 m ² 建設費 29,000 千円 「そば処鬼無里」の屋号で手打ちそば等の提供を行う。

利用状況等

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数(人)	37,444	40,167	31,642	32,629	31,822

②鬼無里農産物加工施設

施設のあらまし

事 項	説 明
所 在 地	長野市鬼無里 1692 番地（ふるさと体験館敷地内）
経 営 形 態	指定管理者 有限会社ふるさと鬼無里
開 設 時 期	平成元年 3 月 県単特定地域農業振興総合対策事業により、旧鬼無里村が設置 平成 17 年 1 月 1 日 合併により、長野市の施設となる。 平成 18 年 4 月 1 日 指定管理者制度の導入
施 設 概 要 等	木造平屋建 26.50 m ² 建設費 5,360 千円 ふるさと体験館に附属し、食品加工を行う施設。

利用状況 ふるさと体験館に含む。

③鬼無里工芸館蕎麦工房

施設のあらまし

事 項	説 明
所 在 地	長野市鬼無里 1693 番地（ふるさと体験館敷地内）
経 営 形 態	指定管理者 有限会社ふるさと鬼無里
開 設 時 期	平成 2 年 3 月 県単第 2 次村おこし事業により、旧鬼無里村が設置 平成 17 年 1 月 1 日 合併により、長野市の施設となる。 平成 18 年 4 月 1 日 指定管理者制度の導入
施 設 概 要 等	木造 2 階建 76.00 m ² 建設費 10,300 千円 そば打ち体験及びふるさと体験館で提供するそばを打つ。
使 用 料	1 日につき、1,020 円

利用状況 ふるさと体験館に含む。

④鬼無里農林産物直売施設

施設のあらまし

事 項	説 明
所 在 地	長野市鬼無里 1699 番地 2（ふるさと体験館敷地内）
経 営 形 態	指定管理者 有限会社ふるさと鬼無里
開 設 時 期	平成 16 年 11 月 山村振興事業及び村債（過疎債）により、旧鬼無里村が設置 平成 17 年 1 月 1 日 合併により、長野市の施設となる。 平成 18 年 4 月 1 日 指定管理者制度の導入

施設概要等	木造平屋建 286.52㎡ 建設費 44,713千円 地元農家が農林産物の直売を行う。
使用料	1日につき、1,540円

利用状況等

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	16,444	16,355	14,102	14,696	12,123

(4) 大岡観光施設

① 聖山パノラマホテル

施設のあらまし

事項	説明		
所在地	長野市大岡丙5402番地2		
経営形態	指定管理者 聖山高原リゾート共同企業体		
開設時期	平成13年12月5日 旧更級郡大岡村が設置、大岡村直営 平成17年1月1日 合併により長野市の設置となる 平成19年4月1日 指定管理者制度の導入		
施設概要等	宿泊棟 木造2階建 延床面積 748.07㎡ 大広間 木造平屋建 延床面積 1,291.48㎡ 建設費 443,100千円		
利用料金		種別	料金
	宿泊	1泊2食付 (中学生以上)	5,250円～16,800円
		1泊(食事なし) (中学生以上)	2,835円～11,025円
		1泊2食付 (小学生)	3,675円～11,760円
		1泊(食事なし) (小学生)	1,890円～9,450円
		1泊 (3歳以上の幼児)	1,080円+食事料(実費)
	テニスコート	1時間	1面につき 510円
	入浴料	中学生以上	1回 350円
小学生		1回 150円	

利用状況等

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用 者 数(人)	9,551	7,608	8,434	6,611	6,818
利用 料 収 入 (円)	24,627,450	31,094,778	28,290,448	25,656,110	28,013,152

②聖山パノラマレットゴルフ場

施設のあらまし

事 項	説 明		
所 在 地	長野市大岡丙 5 4 0 2 番地 2		
経 営 形 態	指定管理者 聖山高原リゾート共同企業体		
開 設 時 期	平成 15 年 7 月 26 日 旧更級郡大岡村が設置、大岡村直営 平成 17 年 1 月 1 日 合併により、長野市の設置となる 平成 19 年 4 月 1 日 指定管理者制度の導入		
施 設 概 要 等	敷地面積 32,728 m ² コース全長 1,516m 4 コース・36 ホール 公衆トイレ 1 棟(31.5 m ²)		
利 用 料 金		種 別	料 金 (円)
	コース使用料	一般 (1 日)	300
		一般 (年間)	3,130
		中学生以下 (1 日)	100
		中学生以下 (年間)	1,030
用具代	1 組 1 回	100	

利用状況等

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用 者 数(人)	1,233	1,201	670	381	400
使用料収入(円)	364,500	315,250	341,050	177,600	151,200

③聖山パノラマオートキャンプ場

施設のあらまし

事 項	説 明		
所 在 地	長野市大岡丙 5 4 0 5 番地 2、中牧 2 8 0 番地		
経 営 形 態	指定管理者 聖山高原リゾート共同企業体		
開 設 時 期	平成 9 年 12 月 旧更級郡大岡村が設置、大岡村直営 平成 17 年 1 月 1 日 合併により、長野市の設置となる 平成 19 年 4 月 1 日 指定管理者制度の導入		
施 設 概 要 等	オートキャンプ場 38 区画、コテージ 2 棟、キャンプサイト 2 区画、		

	バーベキューハウス1棟ほか		建設費 127,771千円
利用料金		種別	料金(円)
	テント	5人以下用1張1泊	1,540
		6人以上用1張1泊	2,050
	オートキャンプ (持込料)	1台1泊	3,590
		キャンピングカー1泊	4,110
	コテージ	1棟1泊	13,370
	シャワー室	1回	100
	コインランドリー	1回	200
乾燥機	1回	400	

利用状況等

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	オートキャンプ	2,875	2,262	2,257	2,393	2,903
	コテージ	119	70	45	44	29
利用料収入(円)	オートキャンプ	882,800	618,630	496,090	483,040	957,920
	コテージ	310,510	190,980	136,700	147,070	81,220

※ 貸付テント等の使用料は除く

(5) ひじり親水公園

施設のあらまし

事項	説明
所在地	長野市大岡丙5406番地349
経営形態	管理委託 和田産業(株)
開設時期	平成9年8月 旧更級郡大岡村が設置、大岡村直営 平成17年1月1日 合併により、長野市の設置となる 平成19年4月1日 指定管理者制度の導入 平成22年4月1日 管理委託施設に変更
施設概要等	フィッシュハウス(バーベキュー)木造平屋建 延床面積 29.8㎡ 池3ヶ所、東屋1棟、公衆トイレ1棟 建設費 26,775千円
使用料	無料

利用状況等

※ 入場者数の統計調査を実施していないため不明。

(6) 品沢高原保健休養地

施設のあらまし

事 項	説 明
所 在 地	長野市鬼無里 品沢高原保健休養地
経 営 形 態	長野市 直営
開 設 時 期	昭和 51 年 品沢保健休養地管理組合発足 平成 17 年 4 月 1 日 合併により長野市管理となる。 平成 25 年 品沢高原管理棟について設置条例を廃止 平成 27 年 品沢高原管理棟を普通財産化
施 設 概 要 等	約 200 区画 管理委託契約状況 61 件 (土地 48 件、家屋 13 件)

(7) 聖山高原保健休養地

施設のあらまし

事 項	説 明
所 在 地	長野市大岡 聖山高原保健休養地
経 営 形 態	長野市 直営
開 設 時 期	昭和 43 年 聖山高原保健休養地管理会 発足 平成 17 年 4 月 1 日 合併により長野市管理となる。
施 設 概 要 等	約 700 区画 管理委託契約状況 118 件 (土地 64 件、家屋 54 件)

3 経営の状況

1. 収入の状況

施設の管理運営は、①指定管理者制度、②管理委託、③直営の3種類の方法で実施していますが、施設からの収入は直営で施設運営している奥裾花自然園の入園料収入、保健休養地の別荘管理料が主なものとなります。

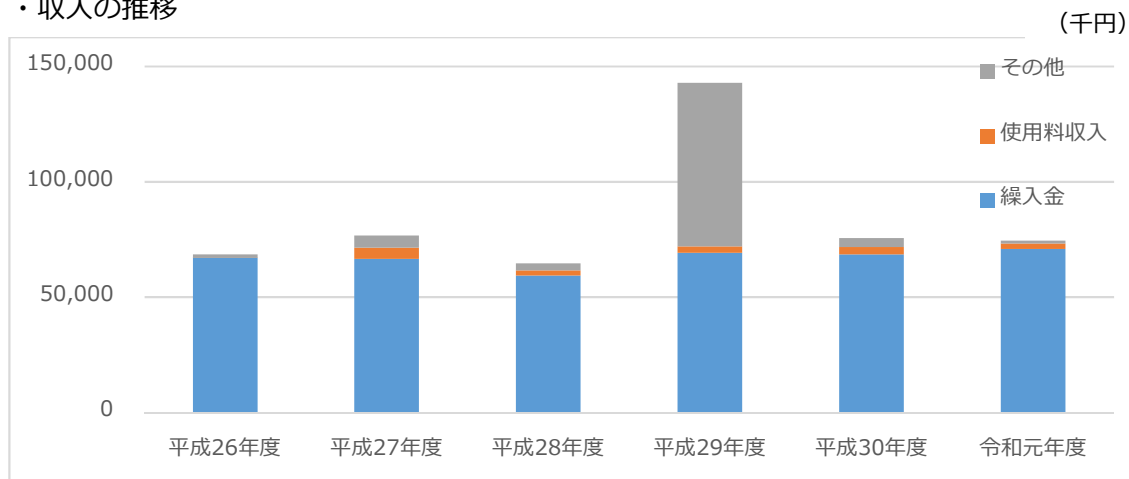
指定管理者制度で運営している施設からは基本協定に基づく利益精算金を受領することになってはいますが、過去利益精算金が納入された実績はありません。また、管理委託により運営している施設は施設使用料が無料であるため収入は有りません。

施設運営に必要な経費を賄うためには施設からの収入のみでは足りないため、一般会計繰入金により財源不足を補っている状況となっています。

2. 収入の推移

平成26年度から令和元年度までの経常的な収入の状況は次のとおりとなっています。施設から十分な収入が得られないため、一般会計からの繰入金の割合が高くなっています。なお、平成29年度は鬼無里の湯浴室棟が火災により焼失したことによる共済金収入があるため、他の年度と比較すると収入額が多くなっています。

・収入の推移



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
繰入金	66,918	66,610	59,370	69,150	68,460	70,890
使用料収入	63	4,727	2,161	2,850	3,270	2,350
その他	1,475	5,334	3,026	70,870	3,780	1,262
合計	68,456	76,671	64,557	142,870	75,510	74,502

3. 支出の推移

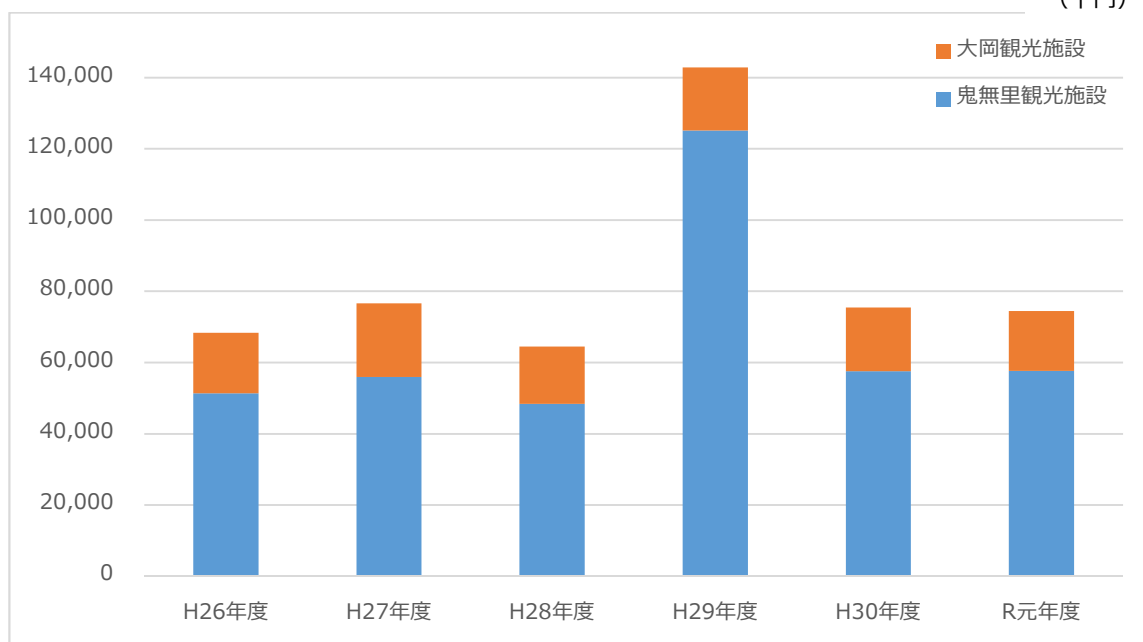
平成 26 年度から令和元年度までの支出の推移は次のとおりとなっています。

平成 29 年度は、火災により焼失した鬼無里の湯浴室棟の再建に伴い支出が大幅に増大し 1 億 4,000 万円超の支出となっていますが、例年 7,000 万円前後の支出となっています。

なお、鬼無里観光施設と大岡観光施設の支出を比較すると、約 75%が鬼無里、約 25%が大岡観光施設となり、鬼無里観光施設への支出の割合が高くなっています。

・支出の推移

(千円)



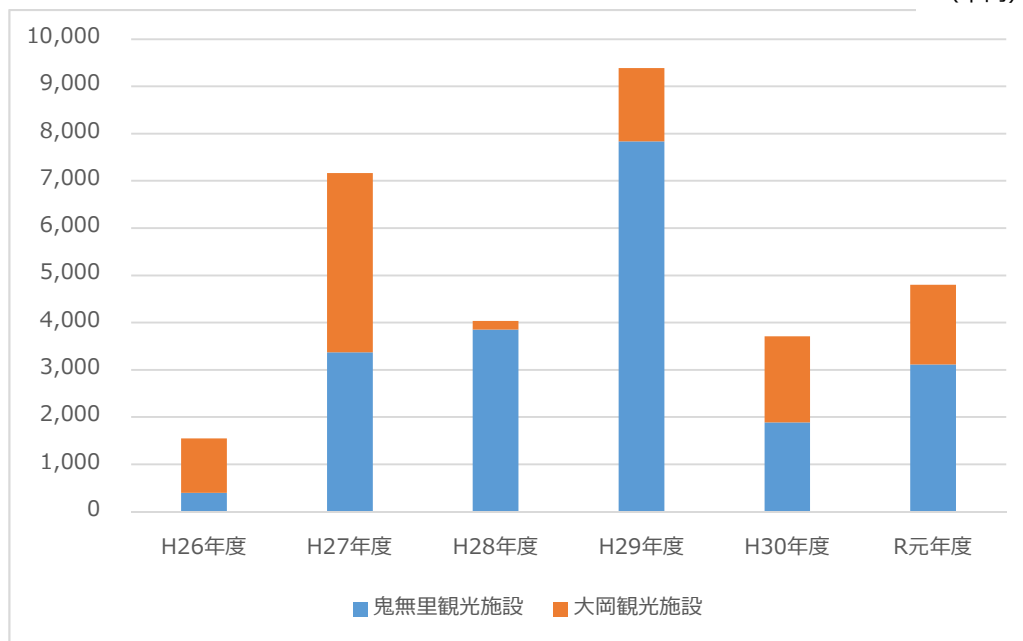
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
鬼無里観光施設	51,385	55,995	48,392	125,151	57,580	57,651
大岡観光施設	17,013	20,613	16,101	17,664	17,878	16,798
合計	68,398	76,608	64,493	142,815	75,458	74,449

4. 工事請負費の推移

平成 26 年度から令和元年度までの工事請負費の推移は次のとおりとなっています。施設・設備の維持管理に必要な修繕工事を中心に実施しており、6 年間の平均は約 500 万円となっています。

・工事請負費の推移

(千円)



	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
鬼無里観光施設	400	3,370	3,855	7,833	1,889	3,113
大岡観光施設	1,146	3,795	181	1,556	1,823	1,686
工事請負費合計	1,546	7,165	4,036	9,389	3,712	4,799

5. 経営指標の状況

(1) 収益的収支比率 (%)

収益的収支比率とは、使用料や繰入金等の収入で、費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

鬼無里大岡観光施設事業は、使用料等の現金収入で賄いきれない費用を一般会計からの繰入金により補填しているため、単年度収支が黒字を示す 100%以上となっています。

指標	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
収益的収支比率	100.08%	100.08%	100.04%	100.07%	100.07%

・収益的収支比率 = 総収入 ÷ 総費用 × 100 (%)

(2) 他会計補助金比率 (%)

他会計補助金比率とは、費用が一般会計からの繰入金等によってどの程度賄われているかを示す指標です。公営企業の独立採算性の観点から数値は低い方が望ましいとされています。

平成 29 年度は火災に伴う建物共済金収入があったため低い数値となっていますが、その他の年度は 90%前後の高い数値となっており一般会計からの繰入金に依存した経営体質であることが分かります。

指標	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
他会計補助金比率	86.9%	92.0%	48.4%	90.7%	95.2%

・他会計補助金比率 = 繰入金 ÷ 費用 × 100 (%)

(3) EBITDA【減価償却前営業利益】

法非適用の公営企業の EBITDA(減価償却前営業利益)とは、本業の施設運営における収益が継続して成長しているのかどうかを判断するための指標で、総収入における他会計繰入金等の影響を排除した数値です。

毎年度マイナスが続いており、本業の使用料収入だけでは経営が成り立たず、収益性がかなり悪い状態となっています。

指標	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
EBITDA	△66,552 千円	△59,319 千円	△69,095 千円	△68,408 千円	△70,838 円

・ EBITDA = 収入 - 費用 - 他会計繰入金 + 支払利息

6. 資産等の状況の推移

(1) 有形固定資産減価償却率

鬼無里大岡観光施設事業会計の有形固定資産減価償却費率は、近年増加傾向にあります。これは、過去に整備した固定資産の減価償却が進んでいるものの、新たな設備投資が行われていないことを示しています。

建物等の大きな固定資産の更新が行われない場合、施設の老朽化が更に進行していくこととなります。

指標	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
有形固定資産 減価償却率	69.6%	69.8%	75.6%	71.5%	71.9%

・ 有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額 ÷ 償却対象資産の帳簿原価 × 100 (%)

※ 資産の償却がどの程度進んでいるかを表す指標。資産の老朽化度合を示す。

4 鬼無里大岡観光施設事業の経営戦略

1. 経営の基本方針

(1) 事業の民営化・施設の民間譲渡等に向けた取り組み

①施設の民営化・民間譲渡等

長野市公共施設個別施設計画により施設の将来の方針が「民営化・民間譲渡」となっている施設については、個別施設計画の計画期前半にあたる令和3年度から7年度の間は、地元や関係者との協議を行い民営化・民間譲渡の道筋をつけ、令和8年度以降のスムーズな民営化・民間譲渡を目指します。

しかし、民営化・民間譲渡が困難な場合には、施設の用途変更や普通財産化などによる柔軟な施設活用が可能となる方策を検討します。

②一般会計への事業の移管

直営及び管理委託により実施している事業については、施設や敷地の維持管理事業を実施しているものであるため、令和4年度以降に一般会計で実施している事業への統合や事業自体を移管することにより、他の観光施設の維持管理事業と同様、一般会計所管の事業とします。

(2) 事後保全による施設維持

計画期間においては、新設を含めた大規模な改良工事は行わず、利用者の安全を第一に考えた上で事後保全を中心とした施設修繕を実施します。

2. 経営目標

鬼無里大岡観光施設事業では、財務体質改善及び将来の民営化民間譲渡に向け、中長期的な経営を行うために以下を目標として定めました。

【投資目標】

目 標	大規模設備投資は実施せず、事後保全による施設維持修繕を行う。
------------	--------------------------------

鬼無里大岡観光施設は、収益的収入に多額の一般会計繰入金を計上しており、独立採算を基本とする公営企業の財務体質からは程遠い状態となっています。

これらを踏まえ、多額の資金が必要となる大規模な設備投資は実施せず、利用者の安全を第一と考えた事後保全による維持修繕を実施していきます。

【財源目標】

目 標	一般会計繰入金額 令和元年度比 30%削減 (令和元年度一般会計繰入金額 70,890 千円 ⇒ 49,600 千円以下)
------------	--

現在実施している指定管理事業を精査し経営改善方策や稼働状況を踏まえ、新たな活用方法の導入等により指定管理料の減額ができるよう検討します。

また、施設や敷地の維持管理のみを実施している事業については、令和 4 年度以降に他の観光施設の維持管理事業と同様に一般会計所管の事業とします。

これらの取り組みにより、計画期間中に一般会計繰入金額を令和元年度比で△30%とすることを目標とします。

なお、長野市公共施設個別施設計画に基づく事業の民営化・施設の民間譲渡を進めるとともに、施設の用途変更・普通財産化についても検討し、更なる一般会計繰入金の削減を目指します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

計画期間における投資・財政計画（収支計画）は【別紙】に掲載しています。

なお、収支計画の策定にあたっての主な前提・考え方は次のとおりです。

【収益的収支】

項目		前提・考え方
収入	料金収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者からの利益精算金は見込んでいない。 ・ 令和 4 年度に維持管理事業の一般会計移管を見込んでいる。
	他会計繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度に維持管理事業の一般会計移管を見込んでいる。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の行政財産使用料等により推計 ・ 民間譲渡等による資産売却等の収益は見込んでいない。
支出	営業費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理期間を更新する毎に△5%となるよう指定管理料を見込んでいる。 ・ 令和元年度決算額をベースに、経費削減を実施した額を見込んでいる。 ・ 令和 4 年度に維持管理事業の一般会計移管を見込んでいる。
	職員給与費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度の給与水準で見込んでいる。 ・ 令和 4 年度に維持管理事業の一般会計移管を見込んでいる。

【資本的収支】

項目	前提・考え方
収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方債償還財源として一般会計繰入金を見込んでいる。 ・ 資産として計上するような大規模整備工事は見込んでいない。
支出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方債償還金を見込んでいる。 ・ 資産として計上するような大規模整備工事は見込んでいない。

(2) 投資試算の考え方

鬼無里大岡観光施設は、多くの観光客の方に利用いただいている施設であり、利用される方の安全を第一に考えた投資が必要です。しかし、独立採算が維持できていない経営状況を考慮すると大規模整備工事の実施は困難です。

そのため、事後保全を基本とした必要最低限の施設維持修繕の実施を基本とします。

(3) 財源試算の考え方

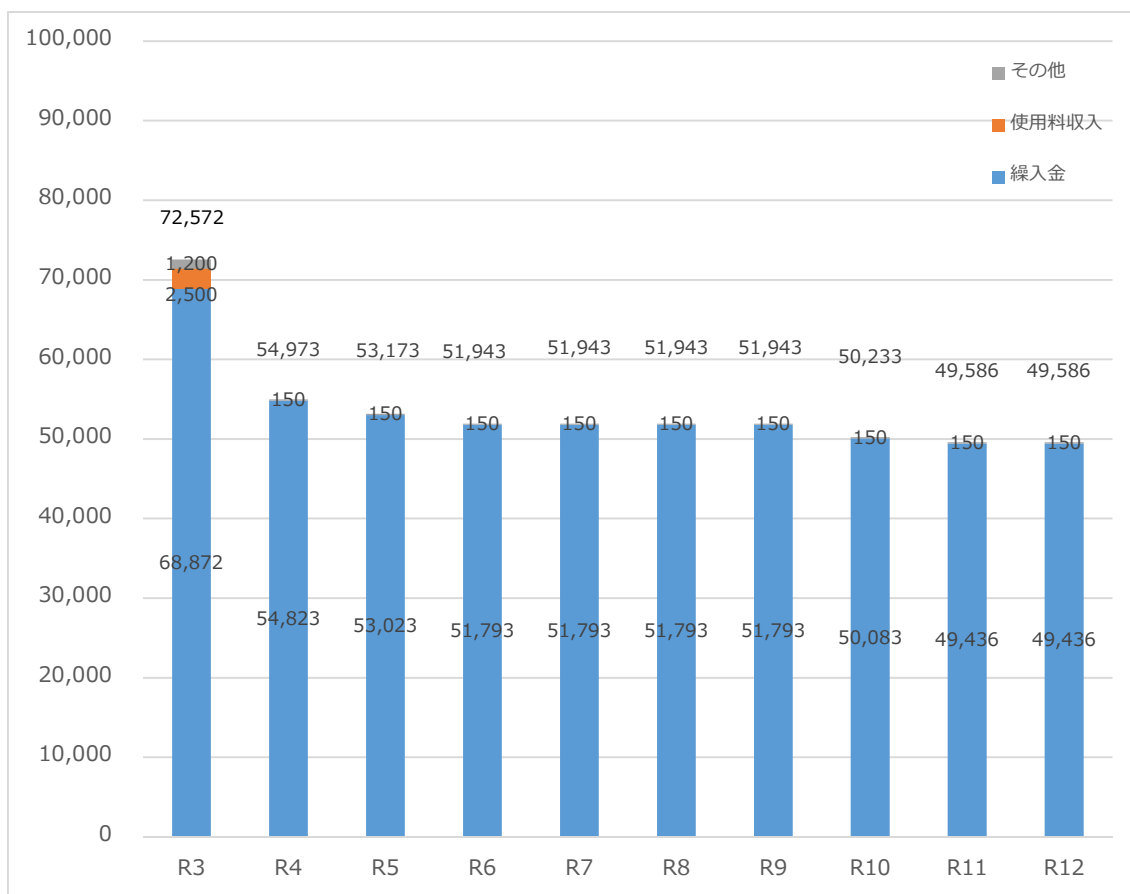
収益的収入の主なものは一般会計繰入金です。

財源目標を達成できるよう、指定管理者更新時に指定管理料が前回の指定管理期間の△5%となる金額を見込んでいます。また、平成4年度に維持管理事業の一般会計への移管を実施することによる一般会計繰入金額の減少を見込んでいます。

なお、収益的収入の内訳の推移は下記のとおりです。

・収益的収入の推移

(単位:千円)



5 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

1. 投資・財政計画に未反映の取組

計画策定時点では、長野市公共施設個別施設計画に基づく施設の民営化・民間譲渡等に伴う事業への影響額の精査ができていないため、投資・財政計画の数値に変更が生じる可能性があります。

2. 今後検討予定の取組の概要

(1) 長野市公共施設個別施設計画に基づく民営化・民間譲渡等

長野市公共施設個別施設計画において「民営化・民間譲渡等」という方針が示された施設については、計画に基づき実施できるような方策を検討するとともに、地域住民による柔軟な施設活用が図れるような方策も併せて検討していきます。

(2) 特別会計の閉鎖

民営化・民間譲渡等により実施事業がなくなることを想定し、特別会計の閉鎖について検討していきます。

6 経営戦略の事後検証・更新

本経営戦略は、毎年度進捗管理を行うとともに原則5年に一度計画の見直しを行います。なお、社会情勢の変化などにより必要と認めるときは随時見直しを行うこととします。

見直しにおいては、計画の進捗状況・かい離の状況などの分析を行い、その結果を見直し後の経営戦略に反映させ、計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）を継続的に運用します。

また検証（Check）及び見直し（Action）のプロセスにおいては、客観的かつ合理的な検証・見直しが行われるよう留意します。

あわせて、本経営戦略において提示した各種経営指標を活用し、経営状況を的確に把握し経営健全化及び効率化に取り組みます。

投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度		1	2	3									
		令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	74,450	74,450	72,572	54,973	53,173	51,943	51,943	51,943	51,943	50,233	49,586	49,586	
		(1) 営 業 収 益 (B)	3,560	3,560	3,700	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
		ア 料 金 収 入	2,350	2,350	2,500										
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	1,210	1,210	1,200	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
		(2) 営 業 外 収 益	70,890	70,890	68,872	54,823	53,023	51,793	51,793	51,793	51,793	50,083	49,436	49,436	
		ア 他 会 計 繰 入 金	70,890	70,890	68,872	54,823	53,023	51,793	51,793	51,793	51,793	50,083	49,436	49,436	
	イ そ の 他														
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	74,449	74,449	72,572	54,973	53,173	51,943	51,943	51,943	51,943	50,233	49,586	49,586	
		(1) 営 業 費 用	74,448	74,448	72,571	54,972	53,172	51,942	51,942	51,942	51,942	50,232	49,586	49,586	
		ア 職 員 給 与 費	3,661	3,661	3,660										
		うち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	70,787	70,787	68,911	54,972	53,172	51,942	51,942	51,942	51,942	50,232	49,586	49,586	
		(2) 営 業 外 費 用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
ア 支 払 利 息		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
うち 一 時 借 入 金 利 息															
うち 資 本 費 平 準 化 債 分															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1	1													
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)			600	600	600	600	600	600	600	600			
		(1) 地 方 債													
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他			600	600	600	600	600	600	600	600	600			
	資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)			600	600	600	600	600	600	600	600			
		(1) 建 設 改 良 費													
		うち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			600	600	600	600	600	600	600	600			
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)															

投資・財政計画
(収支計画)

区 分	年 度		1	2	3							
	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支再差引 (E)+(I)	(J)	1	1									
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	52	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	53	51	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O)	黒字 (P) 赤字 (Q)	53 51	50 50	50 50	50 50	50 50	50 50	50 50	50 50	50 50	50 50	50 50
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100.0	100.0	99.2	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.8	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	3,560	3,560	3,700	150	150	150	150	150	150	150	150	150
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	4,800	4,800	4,200	3,600	3,000	2,400	1,800	1,200	600			

○他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円)

区 分	年 度	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和11年度
			収益的収支分	70,890	70,890	68,872	54,823	53,023	51,793	51,793	51,793	51,793	50,083
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	70,890	70,890	68,872	54,823	53,023	51,793	51,793	51,793	51,793	50,083	49,436	49,436	
資本的収支分			600	600	600	600	600	600	600	600			
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金			600	600	600	600	600	600	600	600			
合 計		70,890	70,890	69,472	55,423	53,623	52,393	52,393	52,393	52,393	50,683	49,436	49,436